
プロジェクト 企業結合

項目 企業結合会計基準に係る条件付取得対価の取扱い
(対価が返還される場合の取扱い)

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業結合における対価が返還される場合の取扱いの検討を行うことを目的とする。

II. 経緯

2. 2013 年 12 月 12 日開催の第 277 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当委員会に対して、企業結合会計基準に係る条件付取得対価の取扱い（対価が返還される場合の取扱い）について検討することが新規テーマとして提言された（詳細は審議事項(4)-2 参考資料 1 参照）。
3. 具体的には、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）においては、条件付取得対価の定義及び会計処理の定めがあるが、将来の特定の事象又は取引の結果に依存して企業結合日後に対価の一部が返還されることを企業結合に関する契約において定めている場合、企業結合会計基準の条件付取得対価の会計処理のケースに含まれるか否かについて明確化が求められている。

III. 現行の取扱い

4. 条件付取得対価は、企業結合会計基準（注 2）において、以下のように定義されている。

（注 2）条件付取得対価とは、企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付又は引き渡される取得対価をいう。

（注：下線は事務局による追加。以下、同様。）

5. また、企業結合会計基準第 27 項は、条件付取得対価の会計処理について、将来の業績に依存するもの¹と特定の株式又は社債の市場価格に依存するもの²とに分けたうえで次のように規定している。

27. 条件付取得対価の会計処理は、次のように行う。

(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価

条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識する。

(2) 特定の株式又は社債の市場価格に依存する条件付取得対価

条件付取得対価が特定の株式又は社債の市場価格に依存する場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、次の処理を行う。

(ア) 追加で交付可能となった条件付取得対価を、その時点の時価に基づき認識する。

(イ) 企業結合日現在で交付している株式又は社債をその時点の時価に修正し、当該修正により生じた社債プレミアムの減少額又はディスカウントの増加額を将来にわたって規則的に償却する。

6. 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離適用指針」という。）第 47 項では、以下のとおり企業結合会計基準に記載の条件付取得対価の定義及び会計処理と同様の説明がされている。

47. 条件付取得対価の会計処理は、次のように行うものとされている。

(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価 [設例 5]

¹ 将来の業績に依存する場合は、被取得企業又は取得した事業の企業結合契約締結後の特定事業年度における業績の水準に応じて、取得企業が対価を追加で交付する条項がある場合等をいう（企業結合会計基準（注 3））。

² 特定の株式又は社債の市場価格に依存する場合は、特定の株式又は社債の特定の日又は期間の市場価格に応じて当初合意した価額に維持するために、取得企業が追加で株式又は社債を交付する条項がある場合等をいう（企業結合会計基準（注 5））。

(中略)

「追加的に認識するのれん又は負ののれんは、企業結合日時点で認識されたものと仮定して計算し、追加認識する事業年度以前に対応する償却額及び減損損失額は損益として処理する」(企業結合会計基準(注4))とされている。

なお、条件付取得対価は、企業結合日後に追加的に交付又は引渡されるものに限定されるものと解される。

(2) 特定の株式又は社債の市場価格に依存する条件付取得対価 [設例5]

(以下略)

7. なお、テーマ提案の対象は、企業結合会計基準第27項(1)の場合のみであるため、対価の一部が返還される場合の会計処理は、企業結合会計基準第27項(1)の「将来の業績に依存する条件付取得対価」のみを想定して検討し、企業結合会計基準第27項(2)の「特定の株式又は社債の市場価格に依存する条件付取得対価」に関する検討は行わない。

IV. 分析

8. 本資料の第5項及び第6項に示したとおり、条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合の会計処理は次のとおり定められている。

(1) 条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識する。

(2) 追加的に認識するのれんは、企業結合日時点で認識されたものと仮定して計算し、追加認識する事業年度以前に対応する償却額及び減損損失額は損益として処理する。

なお、条件付取得対価の交付等により取得原価が修正される場合において、企業結合日時点で負ののれんが計上されていた場合には、負ののれんを減額することになる。この場合には、当該負ののれんは企業結合日に利益に計上されているため、減額された負ののれんの金額は、当期の費用に計上されることになると考えられる。

審議事項(4)-2

9. ここで、企業結合会計基準及び結合分離適用指針において定められる条件付取得対価は、企業結合日後に追加的に交付又は引渡される取得対価であると記載されていることから、条件付取得対価が返還される場合の会計処理については、これらに含まれないことは明らかであり、別途検討する必要があると考えられる。
10. 企業結合日後に対価の返還を受ける企業結合契約の性質は、次のように考えられる。
- (1) 条件付取得対価の取決めは、企業結合契約の合意に至る過程において、将来の業績等の不確実性に係るリスクを分担するために当事者間で合意した場合に、企業結合契約に織り込まれるものである。
 - (2) 条件付取得対価の取決めでは、買い手側の不確実性リスクを軽減するために、企業結合日の支払対価を低く抑え、将来の業績等の目標達成に応じて追加的に売り手に対価を支払うケースが多く見られるが、当事者間のリスク分担の考え方によって、将来の業績等が目標に到達しない場合には売り手が受け取った支払対価の一部を買い手に返還するという条件もあり得る。
 - (3) 有価証券報告書において対価が返還される場合も含めて条件付取得対価として開示されている事例もみられる（参考2参照）。
11. 対価の交付を行う場合も対価の返還を受ける場合も、買い手と売り手の間のリスク分担により設定されるものと考えられ、それ以外に対価の交付を行う場合と対価の返還を受ける場合で、異なる性質はないものと考えられる。

よって、条件付取得対価の取決めに基づき対価の一部が返還された場合であっても、対価の交付等を受けた場合と同様の会計処理を行うべきものと考えられる。

12. なお、対価の交付を行う場合には、「条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点」に対価を追加的に認識することとされているが、返還を受けた場合でも同じ閾値（確実となった時点）とすべきかどうか論点となる。

この点、費用計上（のれんの追加的な償却）に結びつく偶発事象の認識（交付又は引き渡し）に「確実となった時点」を用いることは、我が国における一般的な引当金の考え方（発生可能性が高くなった時点）と異なるため、一般的な偶発資産、偶発負債の考えを用いることはできない。

その点を踏まえると、対価の返還を受ける場合の閾値の候補としては、「対価を受け取った時点」と「確実となった時点」の2つが考えられる。前者のほうがより保守的な会計処理となるが、「確実となった時点」で利益の認識を行っても、他の会計基準との整合性からは特段問題ないものと考えられ、その方法を提案する。

V. 具体的な会計処理の提案

13. 前項までの分析を踏まえると、具体的な会計処理としては、以下が考えられる。

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」

修正案	現行
<p>会計基準</p> <p>取得の会計処理</p> <p>取得原価の算定</p> <p>条件付取得対価の会計処理</p> <p>27. 条件付取得対価の会計処理は、次のように行う。</p> <p>(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価 条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存して、追加的に対価が交付又は引渡される場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんを追加的に認識する。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>会計基準</p> <p>取得の会計処理</p> <p>取得原価の算定</p> <p>条件付取得対価の会計処理</p> <p>27. 条件付取得対価の会計処理は、次のように行う。</p> <p>(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価 条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識する。</p> <p>(2) (省略)</p>

企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

修正案	現行
<p>Ⅲ. 取得の会計処理</p> <p>5. 取得原価の算定方法</p> <p>(8) 条件付取得対価の会計処理</p> <p>47. 条件付取得対価の会計処理は、次のように行うものとされている。</p> <p>(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価〔設例5〕</p> <p>「企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付若しくは引渡し又は返還される取得対価」(企業結合会計基準(注2)) (以下「条件付取得対価」という。)が、「被取得企業又は取得した事業の企業結合契約締結後の特定事業年度における業績の水準に応じて、取得企業が対価を追加で交付又は対価の一部の返還を受ける条項がある場合等」(企業結合会計基準(注3))、条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存して、追加的に対価が交付又は引渡される場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識し、企業結合時ののれん又は負ののれんの金額を再計算する。</p> <p>そのうえで、支払対価を追加的に認識する時点において、当該再計算されたのれんの未償却残高が当初ののれん</p>	<p>Ⅲ. 取得の会計処理</p> <p>5. 取得原価の算定方法</p> <p>(8) 条件付取得対価の会計処理</p> <p>47. 条件付取得対価の会計処理は、次のように行うものとされている。</p> <p>(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価〔設例5〕</p> <p>「企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付又は引き渡される取得対価」(企業結合会計基準(注2)) (以下「条件付取得対価」という。)が、「被取得企業又は取得した事業の企業結合契約締結後の特定事業年度における業績の水準に応じて、取得企業が対価を追加で交付する条項がある場合等」(企業結合会計基準(注3))、企業結合契約合意後の将来の業績に依存する場合には、「条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識する」(企業結合会計基準第27項(1))とされている。</p>

修正案	現行
<p>の未償却残高より大きい場合は、のれんを追加的に認識する。</p> <p>また、追加的に認識したのれんの金額と追加された支払対価の金額との差額は損益として処理する。</p> <p>一方、条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存して返還される場合には、条件付取得対価の返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、返還される対価を取得原価から減額し、企業結合時ののれん又は負ののれんを再計算する。</p> <p>そのうえで、対価の返還を認識する時点において、当該再計算されたのれんの未償却残高が当初ののれんの未償却残高より小さい場合は、のれんを減額する。</p> <p>また、減額されたのれんは金額と返還された対価の金額との差額は損益として処理する。</p> <p>(削除)</p> <p>なお、条件付取得対価は、その追加的な交付若しくは引渡し又は返還が企業結合日後に行われるものに限定されるものと解される。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>「追加的に認識するのれん又は負ののれんは、企業結合日時点で認識されたものと仮定して計算し、追加認識する事業年度以前に対応する償却額及び減損損失額は損益として処理する」(企業結合会計基準(注4))とされている。</p> <p>なお、条件付取得対価は、企業結合日後に追加的に交付又は引渡されるものに限定されるものと解される。</p> <p>(2) (省略)</p>

14. なお、結合分離適用指針第 47 項(1)なお書きは、当委員会における過去の審議の経緯から、条件付取得対価を企業結合日以後に交付等が行われるものに限定することを意図したものであったと考えられる（結合日以前の修正は、交換比率の修正と同様に、結合日の会計処理に反映される）³。そのため、その点が明確となるように修正することが適当であると考えられ、上記において修正している。

ディスカッション・ポイント

前項までに示した事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

³ 第 2 回企業結合専門委員会（2003 年 12 月 24 日開催）資料より。

(参考1) 結合分離適用指針〔設例5〕の修正案

【設例5】 取得原価の算定—条件付取得対価の会計処理

1. 将来の業績に依存する条件付取得対価の場合

(1)-1 対価の追加的な交付又は引渡しが行われる場合

① 前提条件

X1年9月30日、A社及びB社(いずれも公開企業で決算日は3月31日)は、A社がB社を株式交換により完全子会社化する(企業結合日はX2年4月1日)ことについて、それぞれの株主総会で承認を受けた。企業結合日において認識されたのれんの金額は50であった。

企業結合契約において、X3年3月31日終了事業年度のB社の経常利益が500を上回っている場合には、A社はその時点の時価相当額が100となるA社株式をB社株主に対して追加で交付する条項が含まれていたものとする。

X3年3月31日終了事業年度のB社の経常利益は1,000となることがほぼ確実となったため、A社はB社株主に対してA社株式を追加交付することとなったとする。

なお、のれんの償却期間は10年とする。

② X3年3月31日のA社の連結財務諸表上の会計処理

(借)	の	れ	ん	(*)2	90	(貸)	未	払	金	(*)1	100
	損		益								
	(差	額)	10						
	の	れ	ん	償	却						

(*)1) 株式発行時に払込資本へ振り替える。

(*)2) A社は、追加的に認識された支払対価100が企業結合日における取得原価に追加されたものと仮定して企業結合時ののれん150(当初ののれん50+追加的に認識されたのれん100)を算出する。

そのうえで、支払対価を追加的に認識する時点(X3年3月31日)において、当該再計算されたのれんの未償却残高135(150-(150×1/10))が当初ののれんの未償却残高45(50-(50×1/10))より大きいため、当該差額90をのれんとして認識する。

A社は、条件付取得対価の交付が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識する。追加的に認識するのれん又は負ののれんは、企業結合日(X2年4月1日)時点で認識されたものと仮定して計算し、追加認識する事業年度以前に対応する償却額は損益として処理する。追加的に認識されたのれん90と支払対価100の差額10は損益として認識する。この損益10は、追加的に認識したのれ

んの X3 年 3 月 31 日終了事業年度以前に対応する償却額 (100×1/10) により構成される (第 47 項(1)参照)。

(1)-2 対価の返還が行われる場合

① 前提条件

X1 年 9 月 30 日、A 社及び B 社(いずれも公開企業で決算日は 3 月 31 日)は、A 社が B 社を株式交換により完全子会社化する(企業結合日は X2 年 4 月 1 日)ことについて、それぞれの株主総会で承認を受けた。企業結合日において認識されたのれんの金額は 50 であった。

企業結合契約において、取得対価の支払いは X3 年 3 月 31 日に行われるものの、X4 年 3 月 31 日終了事業年度の B 社の経常利益が 1,000 を下回った場合には、A 社は B 社に支払った当初の取得対価の金額から 100 の返還を受ける条項が含まれていた。

X4 年 3 月 31 日終了事業年度の B 社の経常利益は 500 となることが確実となったため、A 社は B 社から 100 の返還を受けることとなった。

なお、のれんの償却期間は 10 年とする。

② X4 年 3 月 31 日の A 社の連結財務諸表上の会計処理

(借)	現	金	100	(貸)	の	れ	ん	(*)	40
					損		益		60
					(差	額)	

(*1) X4/3/31 時点における当初ののれんの未償却残高は 40 (50 - (50×2/10)) である。

A 社は、返還される対価 100 が企業結合日における当初の取得原価に含まれていなかったものと仮定して、企業結合時の負ののれん 50 (=当初のれん 50 - 返還対価額 100) を算出する。

負ののれんが発生しているため、対価の返還を認識する時点 (X4 年 3 月 31 日) において、当初ののれんの未償却残高 40 をのれんから減額する。

減額されたのれん 40 と返還された対価の金額 100 の金額との差額 60 は損益として認識する。この損益 60 は、対価の返還を受ける事業年度以前に計上済の当初ののれん償却額 10 (50×2/10) と企業結合日に追加的に認識されたものと仮定される負ののれんの金額 50 により構成される(第 47 項(1)参照)。

(参考2) 有価証券報告書における返還を受ける条件付取得対価の開示例

1. 事務局が2007年3月1日から2017年5月31日までを決算日とする有価証券報告書を次の条件でキーワード検索した結果、下表の開示例がみられた。

抽出条件：(減額 OR 返還 OR 返金) AND 取得対価 AND 企業結合契約

なお、すべて「取得による企業結合が行われた場合の注記」の「企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針」に記載されていた。

<p>A社 (2017/3/31)</p>	<p>①条件付取得対価の内容 条件付取得対価は、特定の業績指標達成水準等に応じて減額する契約となっております。</p> <p>②今後の会計処理方針 取得対価の減額が発生した場合には、取得時に減額されたものとみなして取得価額を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。</p>
<p>B社 (2016/12/31)</p>	<p>(1) 条件付取得対価の内容 条件付取得対価は、一定期間における特定のマイルストーン⁴が未達成の場合に、取得対価(未払部分⁵)の一部を減額する契約となっております。</p> <p>(2) 会計方針 取得対価の減額が発生した場合には、取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正処理する方針です。</p>
<p>C社 (2016/3/31)</p>	<p>企業結合契約締結後、特定の事項に起因して、被取得企業もしくはその子会社において損失を負担した場合、支払額の一部を減額ないしは返金する契約となっております。支払額の返金があった場合には、取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしています。</p>
<p>D社 (2015/12/31)</p>	<p>①条件付取得対価の内容 取得した事業において、当該契約で定められた Net Debt が一定基準を超過した場合又は不足した場合、追加の支払い又は支払額の返</p>

⁴ 「売上高等の特定のマイルストーン」とする開示例もみられた。

⁵ (当連結会計年度末現在における未払部分) とする開示例もみられた。

	<p>金を受ける可能性があります。</p> <p>②会計処理方針</p> <p>原則としてのれんの増加又は減少として認識いたします。</p>
E 社 (2015/3/31)	<p>上記取得対価は、一定の役職員が平成 XX 年 X 月 X 日及び平成 XX 年 X 月 X 日のそれぞれの期日までに退職した場合等において取得対価（未払部分）の一部を減額する契約となっております。取得対価の減額が発生した場合には、取得価額を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。</p>
F 社 (2014/3/31)	<p>平成 XX 年度の計画外特定システム案件受注による業績に応じて、上限で XX 百万米ドルを追加で支払う可能性があります。さらに譲渡実行時における運転資本が XX 百万米ドルを下回った場合、その差額は取得価額より減額されます。</p> <p>上記により発生する取得対価の増額又は減額は、取得時に決済されたものとみなして取得価額を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとします。</p>
G 社 (2008/6/30)	<p>(1) 条件付取得対価の内容</p> <p>事業譲渡契約に瑕疵担保条項が規定されており、同条項に該当する事項が発生した場合には、取得対価を減額する可能性がある。</p> <p>(2) 会計処理方針</p> <p>原則として、のれんの減少として認識する。</p>

※（ ）は決算日を示す。

(参考3) IFRSにおける条件付取得対価の取扱い

1. 国際財務報告基準（IFRS）では、IFRS 第3号「企業結合」における付録A用語の定義において条件付取得対価を以下のように定義しており、対価が返還されるものが条件付取得対価に含まれることを明記している⁶。

通常は、特定の将来事象が発生した場合や条件が満たされた場合に、被取得企業の旧所有者に対し、被取得企業に対する支配との交換の一部として、取得企業が追加的な資産又は資本持分を移転する義務。ただし、条件付取得対価は、特定の条件が満たされた場合に、以前に移転した対価の返還を受ける権利を取得企業に与えることもある。

2. そのうえで、条件付取得対価の会計処理について、次のように定めている。

(1) 取得日における認識⁷

- ① 取得企業が被取得企業との交換に際し譲渡する対価には、条件付取得対価契約から発生する全ての資産又は負債が含まれ、取得日における公正価値で認識する。
- ② 取得企業は、条件付取得対価を支払う義務を、IAS 第32号「金融商品：表示」の第11項における資本性金融商品及び金融負債の定義に基づき負債又は資本に分類し、ある一定の条件が満たされる場合には以前譲渡した対価の返還を受ける権利を資産に分類する。

(2) 取得日以降の取扱い⁸

- ① 取得日時時点で存在していた事実及び状況に関して、取得日以降に入手した追加的

⁶ 当該記載は2008年のIFRS第3号改訂時に追記されたものである。なお、IFRS第3号の結論の根拠BC346項には以下の記載がある（強調は事務局による追加）。

「2005年公開草案を開発する際に、両審議会は、企業結合に関する従来基準における条件付対価の遅延認識は容認できないという結論を下した。取得企業が条件付支払を行うという合意は企業結合取引における債務発生事象であることを無視したものである。取得企業が行う将来の支払金額は将来の事象を条件としているが、特定の将来の事象が発生した場合に支払を行う債務は無条件である。同じことは、特定の条件が満たされる場合に以前に移転した対価の返還を受ける権利についてもいえる。当該義務又は権利を取得日において認識しないことは、その日に交換された経済的対価を忠実に表現しないことになる。したがって、両審議会は、条件付対価契約に関連する義務及び権利は、取得日公正価値で測定し認識しなければならないという結論を下した。」

⁷ IFRS第3号第39項、第40項参照。

⁸ IFRS第3号第58項参照。

審議事項(4)-2

- な情報の結果として生じた公正価値の変動は、測定期間（企業結合に関して認識した暫定的な金額を修正することができる取得日後の期間）における修正となる。
- ②取得日以降の事象（例えば、利益目標の達成、一定の株価の到達又は研究開発プロジェクトにおけるマイルストーンへの到達など）により生じた公正価値の変動は、測定期間における修正ではなく、次のとおり会計処理する。
- ア 資本に分類される条件付取得対価は、再測定せず、その後の決済は資本の中で会計処理する。
- イ 資産又は負債に分類される条件付取得対価は公正価値で測定し、その結果生じる利得又は損失については、当期純利益で会計処理する。

以 上